

障害年金の 額改定請求のご案内

- 障害年金の額は、障害の程度によって異なります。そのため、障害の程度が重くなったときは年金の額が増額され、軽くなったときは年金の額が減額されるか支給停止されます。
- 年金額の変更は、定期的に提出いただく診断書により行いますが、障害の程度が重くなったときは、現在を受けている障害年金の額（障害等級）の改定を請求（額改定請求）することができます。
※ 昭和61年4月以降に障害年金を受ける権利が発生した方のうち、現在、3級の障害厚生年金を受けている方は、過去に1級または2級に該当したことがない場合は、65歳を過ぎてからの請求はできません。
- 額改定請求は、障害年金を受ける権利が発生した日、または障害の程度の診査を受けた日から1年を経過しないと請求できませんが、【表1】の障害の状態に該当する場合は、いつでも額改定請求を行うことができます。
なお、昭和61年3月以前に障害年金を受ける権利が発生している方（旧法）は、【表2】をご覧ください。

1年を経過しなくても額の改定を請求できる場合

【表1】：昭和61年4月以降に障害年金を受ける権利が発生した方（新法）

眼の障害	
1	両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの
2	一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
3	両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの
4	一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
5	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI / 2 視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
6	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
7	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI / 2 視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
8	ゴールドマン型視野計による測定の結果、求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I / 2 視標による両眼の視野がそれぞれ5度以内のもの
9	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの

【次ページに続く】

【表1】の続き

※ 19の障害の状態は、完全麻痺の範囲が広がった場合も含まれます。

聴覚・言語機能の障害	
10	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
11	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
12	喉頭を全て摘出したもの

肢体の障害	
13	両上肢の全ての指を欠くもの
14	両下肢を足関節以上で欠くもの
15	両上肢の親指および人差し指または中指を欠くもの
16	一上肢の全ての指を欠くもの
17	両下肢の全ての指を欠くもの
18	一下肢を足関節以上で欠くもの
19	四肢または手指若しくは足指が完全麻痺したもの（脳血管障害または脊髄の器質的な障害によるものについては、当該状態が6月を超えて継続している場合に限る）

内部障害	
20	心臓を移植したものまたは人工心臓（補助人工心臓を含む）を装着したもの
21	心臓再同期医療機器（心不全を治療するための医療機器をいう）を装着したもの
22	人工透析を行うもの（3月を超えて継続して行っている場合に限る）

その他の障害	
23	6月を超えて継続して人工肛門を使用し、かつ、人工膀胱（ストーマの処置を行わないものに限る）を使用しているもの
24	人工肛門を使用し、かつ、尿路の変更処置を行ったもの（人工肛門を使用した状態および尿路の変更を行った状態が6月を超えて継続している場合に限る）
25	人工肛門を使用し、かつ、排尿の機能に障害を残す状態（留置カテーテルの使用または自己導尿（カテーテルを用いて自ら排尿することをいう）を常に必要とする状態をいう）にあるもの（人工肛門を使用した状態および排尿の機能に障害を残す状態が6月を超えて継続している場合に限る）
26	脳死状態（脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至った状態をいう）または遷延性植物状態（意識障害により昏睡した状態にあることをいい、当該状態が3月を超えて継続している場合に限る）となったもの
27	人工呼吸器を装着したもの（1月を超えて常時装着している場合に限る）

【表2】：昭和61年3月以前に障害年金を受ける権利が発生した方（旧法）

※ 国民年金法の障害年金は、1～4または17～20のいずれかに該当した場合に、厚生年金保険法の障害年金は、5～20のいずれかに該当した場合に請求することができます。

※ 17の障害の状態は、完全麻痺の範囲が広がった場合も含まれます。

国民年金法の障害年金

1	両眼の視力の和が0.04以下のもの
2	両耳の聴力損失が90デシベル以上のもの
3	両上肢の全ての指を欠くもの
4	両下肢を足関節以上で欠くもの

厚生年金保険法の障害年金

5	両眼の視力が0.02以下のもの
6	両眼の視力が0.04以下のもの
7	一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.06以下のもの
8	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
9	喉頭を全て摘出したもの
10	両上肢を腕関節以上で失ったもの
11	両下肢を足関節以上で失ったもの
12	一上肢を腕関節以上で失ったもの
13	一下肢を足関節以上で失ったもの
14	両下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
15	両下肢の全ての足指を失ったもの
16	心臓再同期医療機器（心不全を治療するための医療機器をいう）を装着したもの

国民年金法・厚生年金保険法の障害年金（共通）

17	四肢または手指若しくは足指が完全麻痺したもの（脳血管障害または脊髄の器質的な障害によるものについては、当該状態が6月を超えて継続している場合に限る）
18	心臓を移植したものまたは人工心臓（補助人工心臓を含む）を装着したもの
19	脳死状態（脳幹を含む全脳の機能が不可逆的に停止するに至った状態をいう）または遷延性植物状態（意識障害により昏睡した状態にあることをいい、当該状態が3月を超えて継続している場合に限る）となったもの
20	人工呼吸器を装着したもの（1月を超えて常時装着している場合に限る）

